

地域公共交通再編実施計画策定の方向性（認定関係）

1 国による地域公共交通再編実施計画の「認定」制度

- | |
|--|
| ①地方自治体は、地域公共交通網形成計画において「地域公共交通再編事業」を実施する場合は、地域公共交通再編実施計画を作成する。 |
| ②地方自治体は、その地域公共交通再編実施計画が、地域公共交通の活性化・再生を適切・確実に推進する計画である旨の認定を、国に対し申請することができる。 |

2 認定基準のイメージ（北海道運輸局からの聞き取り）

①路線再編の規模感	認定を受けるためには、市内バス路線全体が変更になるような規模感が必要。
②計画の確実性	確実に実施する計画を認定する制度であるため、内容に不確定な要素がないことが必要。

3 認定の有無によるメリットとデメリット

	認定を受ける	認定を受けない
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の国の財政支援制度について、適用要件が一部緩和等される特例（※）がある。 ・ 計画どおり実施することが確約される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況の変化など必要に応じ、協議会の意思により機動的に計画を変更できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画期間内は計画どおり実施する義務が生じるので、状況に変化があっても、柔軟な対応（計画変更）はできない。 ⇒計画期間内は、路線経路、便数等を変更することはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定を受ける場合の特例（左上）が受けられない。 ・ 計画どおり実施することが確約されない。
備考	※）特例期間は、地域公共交通再編実施計画の計画期間内のみ。	